

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和5年1月17日)

筑西市議会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和5年1月17日(火) 開会：午後 3時24分 閉会：午後 3時42分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第91号 筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について

4 出席委員

委員長	三澤 隆一君	副委員長	鈴木 一樹君			
委員	水柿 美幸君	委員	津田 修君	委員	真次 洋行君	
委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君	委員	箱守 茂樹君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長

三澤 隆一

○委員長（三澤隆一君） それでは、お時間となりましたので、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」審査を願います。

なお、既に説明は終了しておりますので、直ちに協議を願います。

皆様からのご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） もう既に前回議論は尽くされたと思うのですが、落としどころと申しますか、決着をつけないといけないと思います。

○委員長（三澤隆一君） それでは、これは修正案の提出ということで。

それでは、議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」、仁平委員から修正案が提出されました。

修正案の配付をただいまから行います。

〔修正案配付〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、修正案につきまして、提出者の説明を求めます。

○委員（仁平正巳君） ただいま配付いただきました文書について、私から提案理由として朗読をさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、前回議論が尽くされたと思いますので、「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」、原案においてはスクールバスを利用できる範囲として通学距離がおおむね6キロメートル以上であること、またスクールバスの利用を停止できる場合として、保護者負担金を3月以上滞納したときに利用の許可を取り消すことができると定めております。しかしながら、委員会審査におきましては、スクールバスを運用するに当たっては、利用を希望する人が全員利用できるようにすること、義務教育において滞納を理由として利用の許可を取り消すことは適当ではないという意見があったところであります。

また、保護者負担金につきましては、無料にすべきであるとの意見も複数出ているところでありますが、まずはスクールバスの運行を開始し、保護者負担金、利用状況、運用状況について、課題、問題を精査する必要があります。その上で負担金徴収の有無等、保護者の意見を踏まえて1年後をめどとして検証、見直しを行う必要があると考えております。そのため該当箇所の修正を行い、附則に検討事項を加えるべきであるとの考えに至り、修正案の提出をさせていただきました。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、提出者への質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」、修正案の提出委員からの説明、質疑を終結いたしました。

ここで、議案第91号について討論を願います。

以前もいろいろ意見をいただいたのですが、討論の場ですので、もう一度ご意見等がありましたら。同じような内容でも結構ですので、お願いいたします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私は、修正案については非常に前進したものというふうに思います。

ただし、やっぱり最後の項目の部分である利用料についてに関しては、私は無料にすべきだということは最初から言っておりますが、市長はそれを決断するべきだという立場でいるわけです。なぜ無料にするのかということですが、当然明野五葉学園が控えていますので、それと連動するということが1つです。経費にお金がかかると、無料化にお金がかかるということも執行部のほうから資料がありましたけれども、必ずしもそれが将来の額になるというふうに捉えるのは間違いだというふうに思っています。それは特定の条件の場合の話であって、実際についてはかなり流動的であるということと、それから国のほうで子ども家庭庁をつくりますので、そこで予算を倍増しようということでも今財源確保を図っているということからも、全国の統合したところでスクールバスを走らせていて、そのスクールバスについてのことは5年だけ補助を出すけれども、あと出さないということは改善を求めるところが全国から出てくるでしょうから、当然。大きな動きになると思いますので、私は財源の確保はできてくるというふうに思いますし、それから学校統合自体がスクールバスにお金がかかり過ぎると、統合自体に疑問が出てくるということにもなってきます。そういったもろもろのこと、将来のことを考えると、子育て支援に力を入れるべき筑西市ということで、私は頑張って無料にするという市長の姿勢を求めたいという意味で、残念ながら修正案は前進しましたけれども、態度としては反対をいたします。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 私も修正案、とっても前進して、1年後、1年ごとに見直しということも入って、とてもよかったと思うのですが、三浦委員がおっしゃったように、できるだけ費用負担を減らしていくべきかなとも思うし、私も地域を回っていて、こんなことなら統合しないほうがよかったという声もちょっといろいろごたごたあると聞きましたし、あとは統合するに当たって固定費が若干ですけれども、少なくなると思うので、そういうところも見越して少しお金を寄せ集めてでも費用を負担していく、将来的に負担していくべきではないかなと思います。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 私も心情的には保護者負担金はゼロと、無料と、心情的には思っています。しかし、この問題を先送りする、あるいは万が一否決ということになりますと、関東運輸局の運行の許可がおりない、スケジュール的にもう目いっぱい時期になっていますので、取りあえずという言い方が妥当かどうかはいずれにしても、運行開始を4月にはしなくてはならないので、1年後、きちんと精査をすることで試行的にこれは修正案でいったほうがいいのではないかなと思って、賛成の立場で皆さんに賛成を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 今仁平委員が言われたように、合併して4月からスタートするわけです。それに対してというふうなことなものですから、今の時点でこれまた議論を始まったら、とてもとても4月にはもう追いつかなくなると思いますので、これからいろいろなこともあるかと思うのですが、1年後、それ

で見てやるのもいいのではないかと思うのです。

合併しないほかの地区の父兄からは、やっぱり無料もいいのだろうけれども、何がしかのお金というのもらっていいのではないですかと、合併関係ないところの父兄、やっぱり遠距離で学校まで通っている方々、そんなこともちょっと聞きました。それは全部の意見ではなくて、その人がたまたまそういうことを言ったということなのですが。いろいろな意見があると思いますので。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 私は、基本的には無料がいいと思うのですけれども、例えば今回のこれを否決した場合、4月からやるということであれば、市は当然その部分についての予算は確保、補正というか、つくるのではないかと。運行しませんよと、こういうことは言わないのではないかと思うのですけれども。

（「運輸局の許可が出ない」と呼ぶ者あり）

○委員（真次洋行君） （続）許可は、だから取るのよ、もう。市としては。ただ取らないということに對しての。

（「状況が整わないと」と呼ぶ者あり）

○委員（真次洋行君） （続）でも、こういう運行をしますよと取れば、あとは市の腹だから。それはできるはずだよ。それはできるはずだよという考えを持っていますけれども、皆さんの意見はどうか。要するに今回は取らなくても、運行はできる方法をやったらいいのではないかと。要するにこの日程では陸運局に届けを出さなければならぬ期日があるから、早めに通してやろうということですが、これは例えば否決した場合は、4月から始まるのに対して市としては何の対応をしないということはないと思うのですけれども、その辺があるのではないかと思うのです。

○委員長（三澤隆一君） これは、討論の中で意見をいただくということは可能かな。できないかな。どうですか。それはご意見として受け取ってよろしいですか。

（「本会議で否決されたらということ」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） そうです。そういうことです。真次委員のご意見としてお受けさせていただきます。

ほかに何かございますか。

津田委員。

○委員（津田 修君） 私は、今話したように、一応運行させることが先だと思っていますので、それはそういうふうにとつお願いしたいと思います。ただ、無料の件ももうちょっと真剣になって考えないと、本当に見せてもらったけれども、1つのところが、下館北中学校か何かかな、書いてあったけれども、20億円ぐらいかかるというふうな数字が出ているわけだから、そうなってくると大変な財政的に負担があるので、できればもうちょっと真剣に考えてもいいのかなというふうにも思っていますけれども。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木副委員長。

○委員（鈴木一樹君） 私は、この下館中学校の合併のスクールバスについては、アンケートなどを見せてもらって、結構ほとんどの親御さんが賛成しているということもあったので、本当にこのまま、一番やってはいけないことは、4月に子供たちに安心、安全に学校に行かせてあげられないということだと思うので、しっかりとこれは1年ごとに見直しということもあるので、私は賛成の立場から一言申し上げせてもらいました。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 皆さんからご意見をいただきまして、それぞれ心配事、疑問のところ、あると思うのですが、附則に入っていますとおり、1年をめどにしてということで、確実にまた内容と運営に関して改めてまた話し合う機会もできてくると思いますので。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 俺が心配するのは、1年めどといっても、もうすぐまた今年の第2回、3回か、定例会でも提出して、この案を進めないと間に合わないわけよ。あと本当に時間がないわけね。だから、その辺を確実にね、1年ごとやるということをお墨付きをもらわないと。

（「これ条例にもううたっているでしょう」「うたっている以上、もうやる」「目安って書いてあるじゃない、目安」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） めどですから、時期的なもの。時期的なもの。

（「緊急的にもし問題が出た場合には1年前だってできるっていうことですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） だから、そういうこともね、踏まえて、とにかく今言ったように、子供たちはとにかく4月から来るわけだから。本来は無料がいいんですけど、今回はそういうならね、何としてもそこだけね、無料がいいんだけども、やむを得ないということで賛成をしたい。

（「委員長、採決」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」、仁平委員から修正案が提出されました。

まず、この修正案について採決いたします。

修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手多数。よって、この修正案は可決とされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（「どういうこと」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 修正部分を除く。修正部分を除く部分で原案について採決いたします。

（「もともとの原案でしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） そうです。原案について。

（「3か月で滞納したら乗せないというのは」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時41分

○委員長（三澤隆一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、先ほど修正案についての議決を行いました。修正議決した部分を除く部分です。もう一度言います。修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛 成 者 挙 手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手多数。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

以上で審査を終了いたします。ありがとうございます。

臨時会における本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。

以上をもって、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 3時42分